

「養護教諭の倫理綱領」第13条における養護実践基準の検討について

(中間報告：第4報)

理事会

1. これまでの検討経緯

本学会では、2008年度から2010年度まで設置した時限委員会において「養護教諭の倫理綱領」について検討し、その研究成果を学会誌第14巻第1号に掲載した¹⁾。2013年には、養護教諭の倫理綱領検討特別委員会を立ち上げて条文化にむけた検討を行い、2015年度総会(熊本)において『養護教諭の倫理綱領(案)』を提案し承認された。このとき、第13条「養護実践基準の遵守」は下記のように規定し、条文中の「別に定める養護実践基準」の内容は理事会が中心となって検討することが確認された。

養護教諭の倫理綱領(2015.10.11.総会承認) 第13条 養護実践基準の遵守: 養護教諭は、質の高い養護実践を目指し、別に定める養護実践基準をもとに省察し、実践知を共有する。

(1) 中間報告：第1報(第25回学術集会/金沢市/2017年)

2015年度総会の議を受けて2016年度に検討した内容は、中間報告の第1報として第25回学術集会(2017年)において、①養護実践基準という表記の解釈、②総会での配付資料「【養護実践基準】を入れた理由」²⁾から捉えられること、③倫理綱領を有する他専門職の基準、④研究論文にみる養護の実践にかかわる基準、⑤今後の対応を柱に報告した³⁾。①～④については「養護実践基準は養護実践の基準というよりも養護(児童生徒等の心身の健康の保持増進によって発育・発達を支援を行うすべての教育活動)の実践の基準として広く捉える」、「養護実践基準のイメージは、一定のレベル、実践を標準化した水準、為すべき実践の基準、いかなる養成でも保持するもの、我が国独自の養護教諭の資質能力、免許法では保証しきれない実践の基準などの意味である」、「基準化には、業務遂行の手順という考え方や責務・内容・方法で構成するという考え方もある」等の知見をまとめた。今後には、「養護の実践」を捉える枠組みや「養護の実践の基準」を捉える枠組みの整理、キャリアステージに共通する基準等の検討が必要であることを述べた。

(2) 中間報告：第2報(第26回学術集会/赤穂市/2018年) 台風のために翌日は中止

第1報において整理した課題を中心に検討し、①研究論文の分析からとらえた養護の実践にかかわる基準、②養護教諭の「育成指標」を構成している内容、③今後の検討を柱に報告した⁴⁾。本学会の学会誌(創刊号から第21巻第2号まで)に掲載されている101論文を対象とした①からは、養護教諭に求められる実践として、「保健室の機能を生かした保健室経営」「支援組織体制の構築」「健康相談活動におけるフィジカルアセスメントやヘルスアセスメント」、「特別な教育的ニーズの支援」「身体症状への対応と心の問題への対応」「組織的な取り組みと養護教諭のコーディネーター的役割」などが捉えられた。②では育成指標を構成している縦軸(資質能力)と横軸(キャリアステージ)の内容を分析し、資質能力は、「教員としての素養・資質」「教職にかかわる実践力」「生徒指導力」「養護の専門的実践力」「連携・マネジメント力」「総合力」の6カテゴリーに、キャリアステージは4段階に区分できたが、「養護の実践の基準」は新任段階にとどめるのではなく、キャリアの各段階に応じた、未来につながる資質能力という発展性のある基準で捉える必要があり、その中ですべてのキャリアステージに共通する基準も考える必要があることを述べた。

(3) 中間報告：第3報(第27回学術集会/横浜市/2019年) 台風のために発表の延期

第2報を基に、①養護実践基準(案)を構成する項目、②養護実践基準(案)の表示のしかた、③養護実践基準(案)の根拠となる内容を柱に報告した⁵⁾。①については、養護教諭のキャリアステージを意識した育成指標においても養護教諭固有の専門性ということで示されていた職務内容⁶⁾を参考にして、「保健室経営」「保健管理」「健康相談」「保健教育」「保健組織活動」の5項目と現代的課題で

ある「心身の危機管理」の計6項目を取り上げた。②では、主項目ごとに内容を解説する様式であった「薬剤師綱領 薬剤師行動規範・解説(2018年3月)」を参考にして、太枠内に「何のために」「何をめざして行うものか」を記した6項目の実践基準を挙げ、それぞれについて「何のため」「どんな発展につながるのか」という内容を記した。2019年6月のハーモニー送付時に6項目とその解説内容の案を提示し、会員からの意見を募集した。6人からのEメール等が届き、具体的な提案をしてくださった方々には2回に分けてヒヤリングを行い、「チェックリストとならないように、何のために行うのかを記す」「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集との整合性を図る」「全ての養護教諭が共通する普遍的な養護の核を示すべき」等の意見をいただいた。そこで、さらに、第1報及び第2報から得た知見、本学会発行の『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第三版>』に掲載している上記6項目に関する定義や解説、文部科学省の関係答申や発行冊子を参考にして、6項目の養護実践基準(案)の根拠を整理し提示した。

2. 中間報告：第4報(第28回学術集会/玉名市/2020年) COVID-19のためWeb開催

横浜での発表に対して、「時間をかけた、丁寧な検討が必要」という会員意見を受け、学会誌発送時の文書(4月30日付)で、『養護実践基準の検討』に関して、会員の皆様から自由なご意見を賜うことにした。学会HPに『学術集会における中間報告(第1報～第3報)』を掲載していますので、これを参考にして、今後の検討に役立つような示唆をいただければと思います。詳細はHPをご覧ください。」と依頼した。HPの募集要項では、提出期限を2020年6月30日、原稿様式はA4判・横書き・Word(頁字数及び枚数は自由)、意見公開は全意見を冊子にして9月発行予定のハーモニーに同封とした。その際、前年度にヒヤリングを行った3名の会員には口頭で理事会から意見提出を依頼したところ、元理事長とともに4名の意見が寄せられた。ご意見としては、「養護実践基準を論じる際の論文は養成教育も含めた広範なものとするべきである」「小倉学先生の理論、日本学校保健学会共同研究班の成果、日本教育大学協会全国養護部門のコア・カリキュラムなども参考にする」「第13条の養護実践基準の遵守は、養護実践の根拠をただず(質す)に改訂してはどうか」「箇条書きの解説ではチェックリストに繋がる」「WGには理事以外の会員や外部委員を加えてほしい」などであった。

3. 今後に向けて

第Ⅷ期役員体制の1年目と2年目は台風のために学術集会プレコンgress等での意見交換ができなくなり、3年目の今年はCOVID-19のためにWeb開催となった。当初は早くまとめるべきとのご意見をいただいていたが、昨今は急いで結論を出すべきではないとのご意見もある。また、今回は第13条自体を改訂する案も出された。会員との協議の場が予定通りに設けられなかったことから意見募集を行ったが寄せられた件数は少なかった。理事会は学術集会での4回の中間報告をもとに学会誌に検討経緯を掲載し、次期の継続審議にむけた課題を整理しておきたい。

文献

- 1) 鎌田尚子ほか：学会活動報告「養護教諭の倫理に関する規定の検討委員会報告—養護教諭の倫理綱領(案)の作成と共通理解をめざして—、日本養護教諭教育学会誌、14(1)、85-98、2011
- 2) 日本養護教諭教育学会：「養護教諭の倫理綱領」(2015年度総会(2015年10月11日)承認)について、日本養護教諭教育学会誌、19(2)、110-113、2016
- 3) 日本養護教諭教育学会理事会：「養護教諭の倫理綱領」第13条における養護実践基準の検討について(中間報告)、日本養護教諭教育学会第25回学術集会抄録集、44-47、2017
- 4) 日本養護教諭教育学会理事会：「養護教諭の倫理綱領」第13条における養護実践基準の検討について(中間報告：第2報)、日本養護教諭教育学会第26回学術集会抄録集、46-49、2018
- 5) 日本養護教諭教育学会理事会：「養護教諭の倫理綱領」第13条における養護実践基準の検討について(中間報告：第3報)、日本養護教諭教育学会第27回学術集会抄録集、38-41、2019
- 6) 中央教育審議会：「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(答申)、2008年1月17日